		010230xx97x00x
39	スチリペントール（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010230xx97x01x
		010230xx99x00x
		010230xx99x01x
		010230xx99x10x
40	フェニル酪酸ナトリウム（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x0xx
		100335xx99x1xx
41	パンパニプ塩酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	03001xxx97x4xx
		03001xxx99x4xx
		070041xx01x3xx
		070041xx99x2xx
42	ランレオチド酢酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100260xx9711xx
		100260xx9901xx
		100260xx9911xx
43	チデサイクリン（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
44	トブラマイシン（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x0xx
		100335xx99x1xx

○厚生労働省告示第五百七十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

厚生労働大臣　三井　辨雄

表の238から247までの項中

「

4あり	ラニビズマブ

」

を

「

4あり	ラニビズマブ（遺伝子組セプト（遺伝子組換え）

」

に改める。

○農林水産省告示第二千四百六十号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

第二十号中「千丁町新牟田千四百五十八番地」を「泉町下岳百一番地」に改める。

第三百八十四号中「七号」を「十八号」に改める。

第三百九十四号中「土浦市小松一丁目二十一番九号」を「行方市玉造甲千五百六十番地」に改める。

第三百九十九号中「伊勢市中村町字宮後七百八十六番地一」を「度会郡南伊勢町奈屋浦三番地」に改める。

第四百三十四号の次に次の一号を加える。

四百三十五　岩手山麓土地改良区　岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子九百九十二番地十　平成二十四年七月

○農林水産省告示第二千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町五町字観音前二八一の七、二八一の八、二八一の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市明宝畑佐字相谷八六七の六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町山田字小谷洞二九一七の二・字トコナベ二九二三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）